

令和6年10月吉日

日頃のお仕事お疲れ様です。アビリティーニッケン 管理部です。  
年に一度のストレスチェックの受検についてのお知らせです。

毎年1回、労働者が50人以上いる事業場では、全ての労働者に対してストレスチェック検査を実施することが義務付けられました。労働者が自身のストレスの状態を知ることによってストレスをため過ぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接（無料）を受けて助言をもらったりすることによって、メンタルヘルス不調を未然に防止することが目的です。弊社では全ての事業場が対象となりますので、以下の要領で検査を実施させていただきます。ご多忙の中恐縮ですが、上記目的を鑑みて、期間内に受検をお願い致します。

1. 【実施対象者】 令和6年10月1日（火）時点で就業しているスタッフと社員  
（ただし産休中及び育休中の者は除く）  
回答日現在で退職していても対象者になります。
2. 【実施方法】 メール配信（原則として登録時に記入していただいたアドレスに送信します。  
送信されるメールアドレスを確認したい方はお問合せください）
3. 【質問数】 計57問 所要時間 約10～15分/回
4. 【回答方法】 他の人と相談せず、ご自身が感じる通りにお答えください。
5. 【実施期間】 令和6年10月24日（木）12時10分頃メール配信  
令和6年11月 5日（火）回答期限
6. 【結果の取り扱いについて】 皆さんの心の健康のため、全員がストレスチェックを受検してください。（※定期健康診断とは異なり従業員の義務ではなく、強制されて受検するものではありません。極力受検されることをお勧めしますが、受検自体を負担に感じる場合には受検しないことが認められています）。受検の有無や受検結果・面接の申し出の有無、面接結果によって皆さんに不利益が発生することはありません。ご回答いただいた検査結果は個人の健康管理を目的として弊社選任の産業医が確認します。個人の検査結果が派遣先に漏れることは一切ありません。また、職場全体のストレス傾向の把握を目的に、個人が特定できないようにストレスチェック結果を加工し、集団ごとの分析及び所轄労基署への報告書作成に使用します。ストレスチェック結果は概ね締切から1ヶ月程度で、皆様にメールで配信します。その際に、高ストレス者と判定された方には個別に面接勧奨のご連絡を差し上げます。
7. 【その他】 メールアドレス不備等で配信できなかった場合は個別に連絡させていただきます。
8. 【問い合わせ先】 弊社管理部ストレスチェック担当 赤 穂（衛生管理者）  
千 葉（衛生管理者）  
T E L : 0 1 2 0 - 0 2 3 - 8 6 8 （平日9時から18時まで）  
M A I L : toiawase@abil.co.jp